

新規化学物質の有害性の調査結果について(報告)

新規化学物質の有害性調査について(安衛法第57条の3)

- ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造等する事業者は、労働者の健康に与える影響についての調査(有害性調査)を実施し、厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - ・厚生労働大臣は、新規届出があった物質について、名称等を公表するとともに有害性調査結果について、学識経験者の意見を聴き、必要に応じ、
 - ①届出事業者への健康障害防止措置の勧告
 - ②強い変異原性^(注)があると認められた化学物質について、健康障害を防止するための措置を実施

^(注) 微生物を用いた試験において、突然変異を引き起こす性質
 - ・厚生労働大臣は、学識経験者の意見を聴いた時は、その内容を官報公表後1年以内に本審議会に報告するものとする。
- ※化学物質管理全体については、参考1参照

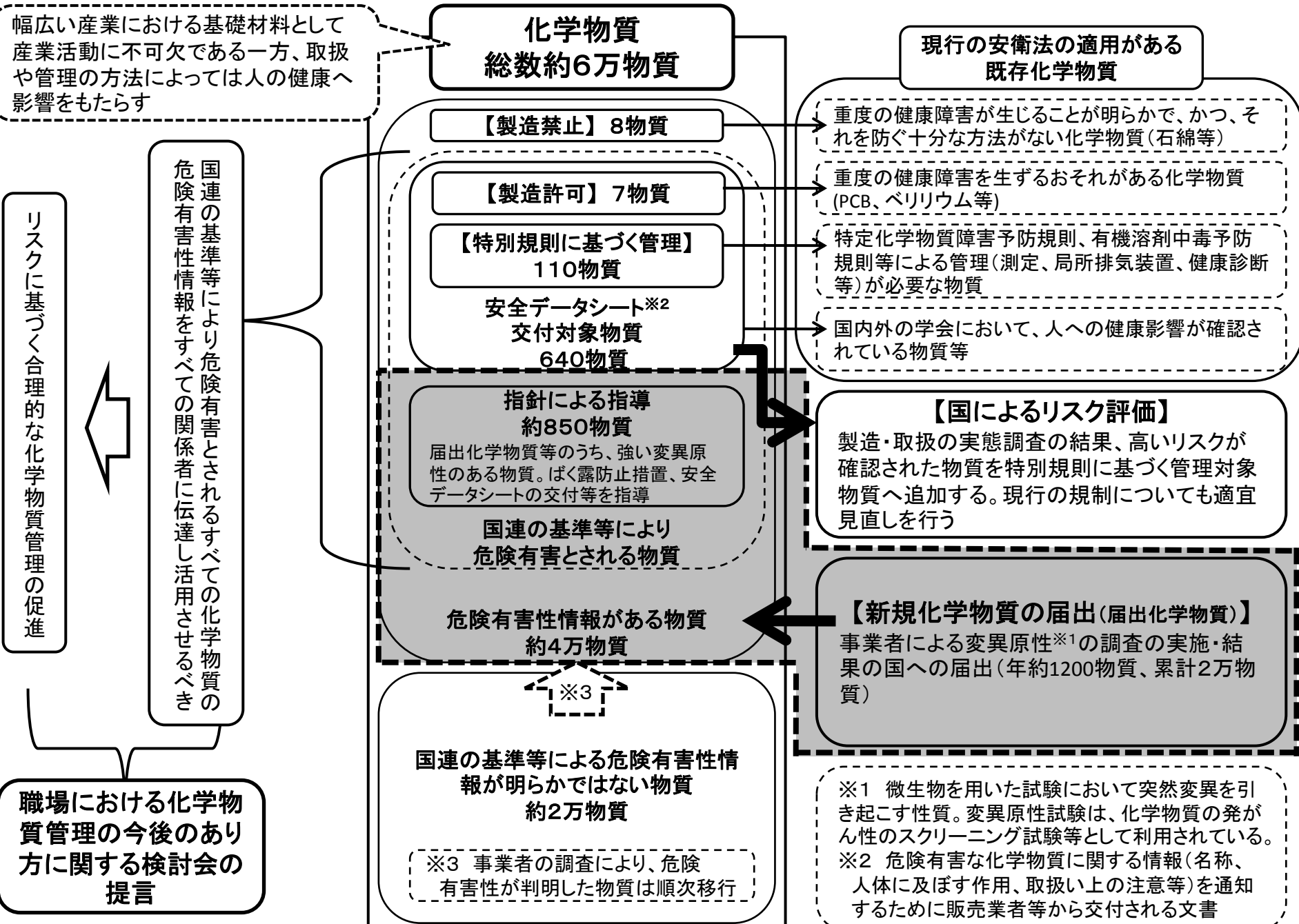
学識経験者の意見の概要(安衛則第34条の17に基づく報告)

- ・報告対象:平成22年12月27日から平成23年9月27日までに官報に名称が公表された物質
- ・学識経験者^(参考4参照)に意見を求めた新規化学物質は1,163物質
- ・学識経験者の意見は以下の通り。
 - ①届出事業者への健康障害防止措置の勧告については該当なし(これまで実績なし)
 - ②強い変異原性が認められると判定された物質は32物質^(参考2参照)(累計約850物質)
 - ③上記②に該当した物質については、指針^(注)に基づく措置を実施する事が妥当

^(注)「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するため指針」(参考3参照)
強度の変異原性が認められた化学物質を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該物質へのばく露による労働者の健康障害を防止するため、事業者が①作業環境管理・作業管理、②作業環境測定、③労働衛生教育、④危険有害性の表示等を講ずるように規定。

(参考1)

◇ 職場における化学物質管理の全体像 ◇



(参考2) 微生物を用いる変異原性試験の結果、強い変異原性が認められるとされた化学物質一覧

官報通し 番号	官報公表 年 月 日	公表名称	用途の例
19360	平成22年12月27日	4-クロロベンズアルデヒド オキシム	工業用殺菌剤
19477		6-ブロモ-2-メトキシピリジン-3-アミン	医薬品中間体原料
19510		3-ヨードアゼチジン-1-カルボン酸=tert-ブチル	医薬品の原料合成中間体
19555		3-アミノ-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリジン	染料中間体
19586		4, 4'-(エタン-1, 1-ジイル)ジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの反応生成物	接着用途
19603		エトキシベンゼンと塩酸とホルムアルデヒドのクロロメチル(エトキシ)ベンゼンを主成分とする反応生成物	電子材料原料
19617		4, 4'-カルボニルジフタル酸=1, 1'-二水素=2, 2'-ジメチルと4, 4'-カルボニルジフタル酸=1, 2'-二水素=1', 2'-ジメチルと4, 4'-カルボニルジフタル酸=2, 2'-二水素=1, 1'-ジメチルと1, 2-ジメチルイミダゾールと3, 3'-(1, 1, 3, 3-テトラメチルジシロキサン-1, 3-ジイル)ビス(プロピルアミン)と1, 1'-ビフェニル-2, 3, 3', 4'-テトラカルボン酸=2, 3'-二水素=3, 4'-ジメチルと1, 1'-ビフェニル-2, 3, 3', 4'-テトラカルボン酸=2, 4'-二水素=3, 3'-ジメチルと1, 1'-ビフェニル-2, 3, 3', 4'-テトラカルボン酸=3, 3'-二水素=2, 4'-ジメチルと1, 1'-ビフェニル-2, 3, 3', 4'-テトラカルボン酸=3, 4'-二水素=2, 3'-ジメチルと1, 4-フェニレンジアミンの混合物	発泡ポリイミド樹脂原料
19636	平成23年3月25日	2-(クロロメチル)ベンズアルデヒド	農薬中間体
19670		1, 1'-{[3, 5-ジヒドロキシ-1, 2(又は1, 4又は2, 4又は2, 6)-フェニレン]ビス(ジアゼンジイル-3, 1-フェニレンジアゼンジイル{1-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]-6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキソ-1, 2-ジヒドロピリジン-5, 3-ジイル})}ビス(ピリジン-1-イウム)=ジクロリドと1-{1-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]-5-[3-(2, 4(又は2, 6又は3, 5)-ジヒドロキシフェニルジアゼニル)フェニルジアゼニル]-6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキソ-1, 2-ジヒドロピリジン-3-イル}ピリジン-1-イウム=クロリドの混合物	木材用染料
19721		2, 2'-ビス(ブチルスルホニルオキシイミノ)-2, 2'-(ベンゼン-1, 3-ジイル)ビス(アセトニトリル)	フォトレジスト材料
19729		1-(4-ヒドロキシフェニル)プロパー2-エン-1-オン	液晶フィルム材料
19737		2-{[4-(ビニルオキシ)ブトキシ]メチル}オキシラン	塗料原料
19801		6-メチル-4, 6-ヘプタジエン-2-オン	香料中間体
19802		4-メチルベンゼンスルホン酸=3-(メチルスルファニル)プロピル	医薬中間体
19809		リチウム=ビス(トリメチルシリル)アミド	医薬中間体の合成原料
19909	平成23年6月27日	4, 4'-カルボニルジフタル酸=1, 1'-二水素=2, 2'-ジメチルと4, 4'-カルボニルジフタル酸=1, 2'-二水素=1', 2'-ジメチルと4, 4'-カルボニルジフタル酸=2, 2'-二水素=1, 1'-ジメチルと1, 2-ジメチルイミダゾールと3, 3'-(1, 1, 3, 3-テトラメチルジシロキサン-1, 3-ジイル)ビス(プロピルアミン)と1, 1'-ビフェニル-2, 3, 3', 4'-テトラカルボン酸=2, 3'-二水素=3, 4'-ジメチルと1, 1'-ビフェニル-2, 3, 3', 4'-テトラカルボン酸=2, 4'-二水素=3, 3'-ジメチルと1, 1'-ビフェニル-2, 3, 3', 4'-テトラカルボン酸=3, 3'-二水素=2, 4'-ジメチルと1, 1'-ビフェニル-2, 3, 3', 4'-テトラカルボン酸=3, 4'-二水素=2, 3'-ジメチルと1, 4-フェニレンジアミンの混合物	発泡ポリイミド樹脂原料
19918		1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンとシクロヘキサン-1, 4-ジメタノールの反応生成物	電気・電子材料の原料
20004		1, 4-ビス(アリルオキシメチル)シクロヘキサンの過酸化水素によるエポキシ化反応生成物(混合物)	電子材料用樹脂原料
20043		1-フルオロ-2-オキソシクロペンタンカルボン酸エチル	医薬品原料
20046		4-フルオロ-2-メトキシ-1-ニトロベンゼン	医療用中間体

20065	平成23年6月27日	2-[N-ベンジル-N-((2R)-2-クロロプロピル)アミノ]酢酸 =tert-ブチル	医薬品製造中間体
20141	平成23年9月27日	(3'-アミノアセトアニリドと2-クロロ酢酸エチルと2-クロロ酢酸メチルの反応生成物)と2-クロロ-4-ニトロアニリンの反応生成物	繊維用染料
20172		1-(イソプロピルスルファニル)-2-ニトロベンゼン	医薬品中間体
20218		4-[3-シアノ-1-(2-エチルヘキシル)-6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキソ-1,2-ジヒドロピリジン-5-イルジアゼニル]-2-メチルベンゼンスルホン酸ナトリウムと二塩化スルフィニルの反応生成物	染料中間体
20226		(RS)-1-(シクロプロパンスルホンイミドイル)-4-ニトロベンゼン	医薬品中間体
20228		1-(シクロプロピルスルファニル)-4-ニトロベンゼン	染料中間体
20233		N-[シクロプロピル(4-ニトロフェニル)-λ ⁴ -スルファニリデン]-2,2,2-トリフルオロアセトアミド	医薬品中間体
20280		1,1'-スルホニルビス[3,5-ジブロモ-4-(2,3-ジブロモプロポキシ)ベンゼン]を主成分とする4,4'-スルホニルジフェノールと3-ハロゲンプロパ-1-エンを原料とする臭素化反応生成物	難燃剤
20296		6-(2-ニトロフェノキシ)-1H,3H-ベンゾ[de]イソクロメン-1,3-ジオン	染料中間体
20303		ビス(3-クロロプロパン酸)=3,3'-[(2,2-ビス[[3-(3-クロロプロパノイルオキシ)-1,1,2,2-テトラフルオロプロポキシ]ジフルオロメチル]-1,1,3,3-テトラフルオロプロパン-1,3-ジイル)ジオキシ]ビス(2,2,3,3-テトラフルオロプロピル)	結晶用材料
20366		4'-(ブロモメチル)-3'-フルオロビフェニル-2-カルボニトリル	医薬品の中間体
20413		2-[(2-メトキシフェノキシ)メチル]オキシラン	医薬品中間体

指針対象:指針に基づく措置をとるべき旨を届出事業者等に周知したもの
※ 「指針」とは、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針
(平成5年5月17日付け基発第312号の3別添1)」をいう。

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針
(平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1)

平成5年5月
一部改正 平成18年3月

1 趣 旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

- (1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

イ 作業環境管理

- (イ) 使用条件等の変更
- (ロ) 作業工程の改善
- (ハ) 設備の密閉化
- (ニ) 局所排気装置等の設置

ロ 作業管理

- (イ) 労働者の変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - (ロ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - (ハ) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮
- (2) (1) により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。
- イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
 - ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。
 - ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。
 - ニ 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。

(3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業させること。

- イ 設備、装置等の操作、調整及び点検
- ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ハ 保護具の使用

3 作業環境測定について

- (1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期的に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。
- (2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
 - イ 変異原化学物質の性状及び有害性
 - ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
 - ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法
 - ニ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4時間以上とすること。
- (3) (1) のイからニの全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

5 危険有害性等の表示について

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」（平成4年労働省告示第60号）に基づき、変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合には化学物質等安全データシートを交付し、容器、包装等にラベル表示を行う等の措置を講ずること。

6 変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、1年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- イ 労働者の氏名
- ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

(参考4)

変異原性試験等結果検討委員候補者名簿

平成23年12月21日現在

氏 名	現 職 等
荒木 明宏	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター技術開発課長
太田 敏博	東京薬科大学 生命科学部 教授
大谷 勝己	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 有害性評価研究グループ 上席研究員
後藤 純雄	麻布大学生命・環境科学部環境科学科教授
清水 英佑	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
鈴木 勇司	北海道工業大学 医療工学部 客員教授
田井 鉄男	独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 作業条件適応研究グループ 主任研究員
津田 洋幸	公立大学法人名古屋市立大学特任教授
西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長（病理部長兼務）
本間 正充	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター変異遺伝部第一室長
望月 正隆	東京理科大学薬学部 教授
山田 雅巳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター変異遺伝部 第二室長

（検討委員候補者の委嘱期間 平成22年12月25日～平成27年12月24日）